

# 東京大学医科学研究所附属病院放射線障害予防規程

平成16年 4月 1日制定

平成18年 4月13日改正

平成22年 9月30日改正

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、電離放射線障害予防規則その他関係法令（以下「法令」という。）に基づき東京大学医科学研究所附属病院（以下「本病院」という。）における放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本病院の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

### (用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄の作業及び放射線発生装置の使用の作業をいう。
- (2) 「放射線業務従事者」とは、放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、附属病院長（以下「病院長」という。）が放射線業務従事者として承認した者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。

### (遵守等の義務)

第4条 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者は、附属病院放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 病院長は附属病院放射線取扱主任者が法令及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

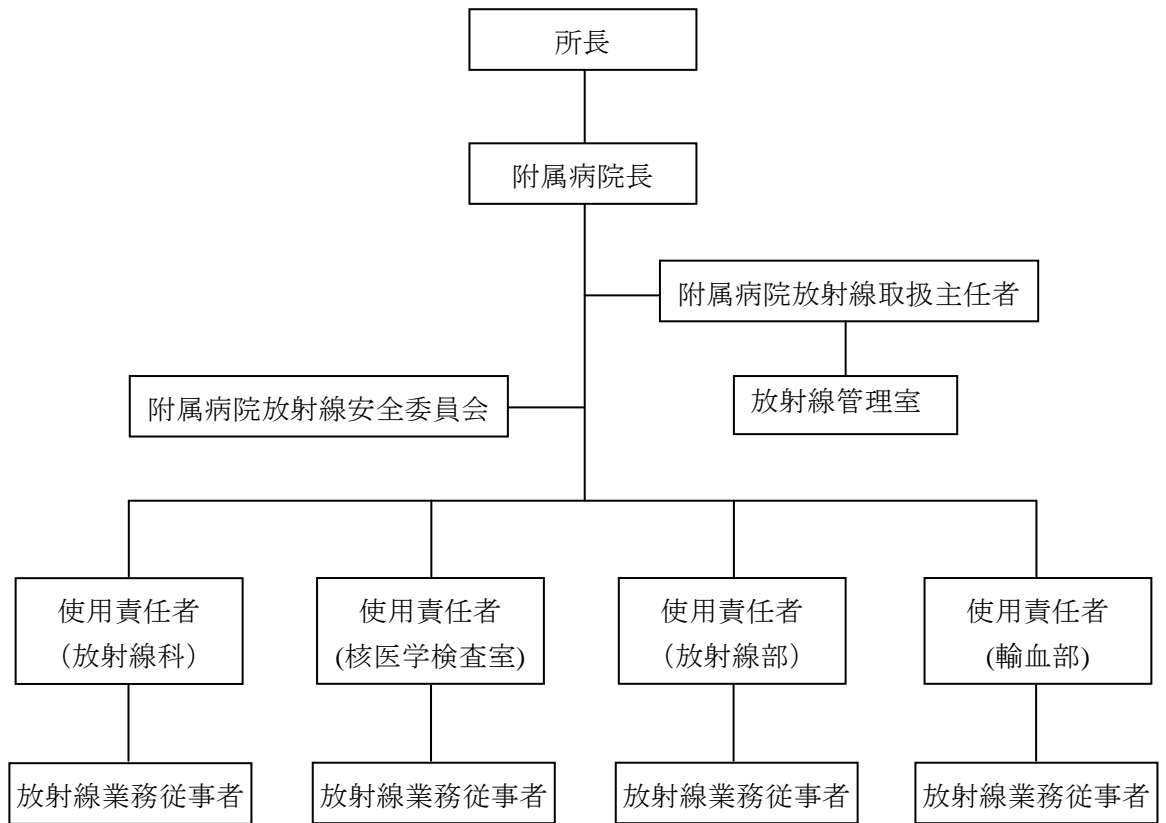
3 病院長は第9条に定める附属病院放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

### (組織)

第5条 本病院における放射性同位元素又は放射線発生装置の取り扱いに従事する者

並びに安全管理に従事する者に関する組織は、次のとおりとする。



(放射線取扱主任者等)

第6条 病院長は放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者免状所有者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 病院長は主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱主任者免状所有者の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

3 病院長は主任者に法令で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(放射線取扱主任者の職務)

第7条 主任者は本病院における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 病院長に対する意見の具申

- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他の放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第8条 代理者は主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全委員会)

第9条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、本病院に附属病院放射線安全委員会を置く。

- 2 委員長は病院長が任命する。
- 3 委員は主任者、使用責任者その他から病院長が任命する。
- 4 委員会の運営については別に定める附属病院放射線安全委員会運営規則によるものとする。

(放射線管理室)

第10条 病院長は、本病院における放射性同位元素等の管理に関する業務を行わせるため、附属病院放射線管理室（以下「放射線管理室」という。）を設置するものとする。

- 2 放射線管理室は、主任者の指導及び指示により、放射性同位元素等の管理に関する業務を行うものとする。
- 3 放射線管理室に職員若干名を置く。

(使用責任者)

第11条 病院長は放射線作業ごとに使用責任者を定めなければならない。

- 2 使用責任者は放射線業務従事者に対し放射性同位元素あるいは放射線発生装置の取扱いについて適切な指示を与えるとともに受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行わなければならない。
- 3 使用責任者は第12条に掲げる放射線業務従事者として登録しなければならない。

(放射線業務従事者)

第12条 本病院において放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱等の業務に従事する者は、放射線業務従事者として登録しなければならない。

- 2 放射線業務従事者は申請に基づき、主任者の同意のもとに病院長が承認したうえで登録する。
- 3 病院長は前項の承認を行うにあたり、放射線業務従事者として申請した者が第26条に定める教育及び訓練並びに第27条に定める健康診断を受けていることを確

認しなければならない。

4 第1項の登録業務は、放射線管理室が行う。

### 第3章 管理区域

(管理区域)

第13条 病院長は放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 使用責任者は次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 放射線業務従事者として第12条に基づき登録された者
- (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
  - (2) 個人線量計を指定された位置に着用すること。
  - (3) 管理区域において飲食、喫煙、化粧を行わないこと。
  - (4) 放射線業務従事者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
  - (5) 一時立入者は、主任者及び放射線業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 使用責任者は管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立入る者に遵守させなければならない。

### 第4章 維持及び管理

(巡視、点検)

第15条 放射線管理室は、別表に定めるところにより、定期的に放射線施設の巡視、点検を行わなければならない。

- 2 放射線管理室は、前項の点検の結果を主任者に報告しなければならない。
- 3 病院長は、第1項の点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

(自主点検)

第16条 使用責任者は、前条第2項の点検に基づき定期的な自主点検を行わなければならない。

- 2 使用責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

- 3 使用責任者は、第1項の自主検査及び第2項の修理等を終えたときは、結果を取りまとめて放射線管理室に報告しなければならない。

## 第5章 使 用

(放射線同位元素の受入れ及び払出し)

- 第17条 放射性同位元素を本病院に受け入れようとする者及び本病院から払出ししようとする者は、あらかじめ主任者の許可を得て行わなければならない。

(放射性同位元素の使用)

- 第18条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、使用責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
  - (2) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
  - (3) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
  - (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
  - (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
- 2 密封放射性同位元素であって機器に装備されたものを使用する場合は、第1項の他、使用責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 線源を機器に固定したままで使用すること。
  - (2) 自動表示装置を設置している場合は、使用前に正常に動作することを確認すること。
- 3 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用する者は使用責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 所定の作業室で、あらかじめ承認された数量を越えて使用しないこと。
  - (2) 作業室では、専用の実験衣、スリッパを着用すること。また、これらを着用のまま管理区域から退出しないこと。
  - (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
  - (4) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
  - (5) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
  - (6) 排気設備を運転すること。
  - (7) 空気を汚染する恐れのある放射性同位元素を使用する場合には、操作はドラフト内で行い作業室の空気中の放射性同位元素の濃度が空気中濃度限度を超えないようにするとともに、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度が排気中の濃度限度を超えないよう使用すること。

- (8) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて棚等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
  - (9) 汚染を可能な限り避けるとともに、業務の前後に汚染の有無を検査すること。
  - (10) 前号の検査により汚染を発見したときは、速やかに汚染を除去するか汚染の拡大を防止する等の措置を講ずる。ただし、汚染を除去することが困難な場合には、汚染の状況及び講じた措置を主任者に報告すること。
  - (11) 作業室から退出するときは汚染検査を行い、持ち出す物の表面の放射性同位元素の密度が密度限界を超えるものはみだりに作業室から持ち出さないこと。
  - (12) 管理区域から退出するときは、人体及び実験衣、スリッパ、保護具等人体に着用している物の汚染検査を行い、汚染があった場合は除去し退出すること。また放射性同位元素の表面が密度限界の  $1/10$  を超えるものは管理区域から持ち出さないこと。
- 4 放射線発生装置を使用する者は、使用責任者の管理のもとに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用前にインターロック等が正常に動作することを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に治療を目的とする患者以外の人がいなことを確認すること。
  - (2) 使用中は、運転中であることを明示すること。
  - (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
  - (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- 5 放射線管理室は、使用施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

## 第6章 保管、運搬及び廃棄

### (保管)

- 第19条 放射線業務従事者が、放射性同位元素を保管する場合は、使用責任者の管理のもと、次の各号に定める方法により保管しなければならない。
- 2 放射線同位元素は所定の容器にいれ、非密封放射性同位元素にあつては汚染の拡がりを防止する措置を施して、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵すること。
  - 3 空気を汚染するおそれのある非密封放射性同位元素は、気密な構造の容器に保管すること。
  - 4 貯蔵室又は貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
  - 5 貯蔵箱及び耐火性の容器は放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
  - 6 密封放射性同位元素であつて機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること。
  - 7 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

8 放射性同位元素の保管数量又は保管個数を定期的に確認すること。

(管理区域における運搬)

第20条 放射線業務従事者が、管理区域において放射性同位元素を運搬しようとするときは、使用責任者の管理のもと、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(管理区域外における運搬)

第21条 放射線業務従事者が、本病院外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第22条 放射線業務従事者が、放射性同位元素で汚染された物を廃棄する場合は、使用責任者の管理のもと、次の各号に定める方法により廃棄しなければならない。

- (1) 気体状の放射性同位元素は、排気設備により、排気口における放射性同位元素の濃度が排気中の濃度限度以下になるようフィルター等で浄化して排気すること。
  - (2) 液体状の放射性同位元素は、残液、1次及び2次洗浄液は容器に回収して所定の場所に保管し、廃棄業者に委託廃棄する。ただし、3次以降の洗浄液は、排水設備により排液中の放射性同位元素の濃度が排液中の濃度限度以下になるよう希釈等の処理を行って排水することができる。
  - (3) 放射性有機廃液で焼却処分が可能なものについては、廃棄業者に引き渡す。
  - (4) 個体状の放射性同位元素は、所定の区分を行い、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、廃棄業者に引き渡す。
  - (5) 廃棄業者に引き渡すまでの間、廃棄物は保管廃棄設備に保管廃棄する。
- 2 密封放射性同位元素は、廃棄業者等に引き渡す。

## 第7章 測定

(放射線測定器の保守)

第23条 放射線管理室は、安全管理にかかる放射線測定器について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第24条 放射線管理室は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は原則として1cm線量当量について放射線測定器を使用して行

わなければならない。

(非密封放射性同位元素を取り扱う施設)

3 非密封放射性同位元素を取り扱う施設の測定は、次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界、病室の境界、事業所内の人が居住する場所及び事業所の境界について行うこと。

(2) 汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、管理区域の境界について行うこと。また、排水設備の排水口については、排水の濃度測定をもつて行い、排気設備の排気口については、排気の濃度の計算をもつて行うこと。

(密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設)

4 密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は使用施設、貯蔵施設、管理区域境界、病室の境界及び事業所の境界についてあらかじめ定めた地点について行うこと。

(2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6ヶ月を超えない期間ごとに1回行うこと。

(放射線発生装置使用施設)

5 放射線発生装置使用施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。

(1) 放射線の量の測定は使用施設、管理区域境界、病室及び事業所の境界についてあらかじめ定めた地点について行うこと。

(2) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6ヶ月を超えない期間ごとに1回行うこと。

6 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。

(1) 測定日時

(2) 測定箇所

(3) 測定をした者の氏名

(4) 放射線測定器の種類及び型式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

7 前項の測定結果は放射線管理室が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第25条 病院長は管理区域に立ち入る者に対して適切な個人線量計を着用させ次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。

(1) 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。

(2) 測定は胸部(女子にあつては腹部)について1cm線量当量及び70µm線量当量について行うこと。

(3) 前号のほか頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部(女子については腹部及び大腿部)から成る部分以外の部分



である場合は当該部分についても行うこと。

- (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が  $100\mu\text{Sv}$  を超えるおそれのあるときに行うこととする。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
  - イ 測定対象者の氏名
  - ロ 測定をした者の氏名
  - ハ 放射線測定器の種類及び型式
  - ニ 測定方法
  - ホ 測定部位及び測定結果
- (8) 放射線管理室は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと及び4月1日を始期とする1年ごと並びに女子にあつては1月ごとに測定を行い、前号の項目について当該期間ごとに集計し記録すること。ただし実効線量が1月について  $1.7\text{mSv}$  を超えるおそれのない女子にあつては3月ごとの測定とすることが出来る。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。
  - イ 測定年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 算定した者の氏名
  - ニ 算定対象期間
  - ホ 実効線量
  - ヘ 等価線量及び組織名
- (10) 放射線管理室は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと及び4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては1月ごとに実効線量及び等価線量の算定を行い、前号の項目について当該期間毎に集計し記録すること。ただし、実効線量が1月について  $1.7\text{mSv}$  を超えるおそれのない女子にあつては3月ごとの算定とすることが出来る。

また、4月1日を始期とする1年間において実効線量が  $2.0\text{mSv}$  を超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積実効線量を毎年度集計し記録すること。
- (11) 第7号から第10号の記録は放射線管理室が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。

## 第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第26条 放射線管理室は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素又は放射線発生装置の取扱等業務に従事する者に対し、この予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を学内の教育訓練に関する実施要項に基づき実施しなければならない。

- 2 前項の規定に係わらず業務体系等により、当該教育訓練の受講が困難な者に対しては、放射線管理室が実施する。
- 3 第1項の規定による教育及び訓練の実施時期は、次に定めるところによる。
  - イ 新規に放射線業務従事者となる者の教育訓練は、従事者として管理区域に立ち入る前
  - ロ 一時立入者は、始めて管理区域に立ち入る前
  - ハ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあつては1年を超えない期間ごと
- 4 前項の規定にかかわらず教育及び訓練の実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 5 放射線管理室は管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生に防止するために必要な教育を実施しなければならない。

## 第9章 健康診断

(健康診断)

第27条 病院長は、東京大学保健・健康推進本部と連携の下に、放射線業務従事者の健康診断に関する実施要項に基づき、放射線業務従事者に対して所定の健康診断を実施しなければならない。

- 2 病院長は、放射線業務従事者として登録申請した者及び放射線業務従事者に対し健康診断の指示をするものとする。
- 3 病院長は、次の各項に該当する放射線業務従事者が生じた場合は、速やかにその者に健康診断を受診させなければならない。
  - (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
  - (2) 放射性同位元素により表面密度限界値を超えて皮膚が汚染され、その汚染面を容易に除去することができない場合
  - (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
  - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのある場合
- 4 病院長は、健康診断の結果に関し、写しを本人に交付する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第28条 東京大学保健・健康推進本部長及び主任者は放射線業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合にはその程度に応じ、管理区域への立ち入り時間の短縮、立ち入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を病院長に具申しなければならない。

2 病院長は前項の具申があつた場合には、適切な措置を講じなければならない。

## 第10章 記帳及び保存

(記帳)

第29条 放射線管理室は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え使用責任者に記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入れ及び払出し

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(2) 使用

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射線発生装置の種類

ハ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所

ニ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

イ 病院外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法

ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

イ 放射性同位元素の種類及び数量

ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 教育及び訓練

イ 教育及び訓練の実施年月日、項目

ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(7) 施設の点検

イ 点検の実施年月日

ロ 点検の項目とその結果及びこれに伴う措置

ハ 点検実施者氏名

- 3 前項に定める帳簿は毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、放射線管理室が5年間保管しなければならない。

(災害時の措置)

第30条 地震、災害時の災害が発生した場合は、医科学研究所附属病院R I施設緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て、病院長に報告しなければならない。

## 第11章 危険時の措置

(危険時の措置)

第31条 本病院の所持する放射性同位元素に関し、地震、火災、その他不測の事態により、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の要領に基づいて臨機の措置を行うものとする。

- (1) 緊急の事態を発見した者は、災害の拡大防止に努めるとともに、直ちにその旨を次に掲げるいずれかの者に通報しなければならない。
  - イ 主任者
  - ロ 病院長
  - ハ 事務部長
- (2) 前号の通報を受けた者は、必要に応じ消防署、警察等の関係機関に通報するものとする。
- (3) 前号の通報を行った者は、速やかに放射線関係緊急連絡網によって学内の関係機関に通報するものとともに、遅滞なく文部科学大臣に届けなければならない。
- (4) 夜間及び休日の場合で、第1項に掲げる者と直ちに連絡が取れない場合には、発見者が応急の措置を行うとともに、適宜な方法をもって第1号に掲げる者に連絡し、経路を報告するとともにその指示に基づいて措置を講じるものとする。
- (5) 発見者は、その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

## 第12章 報 告

(報告徴収)

第32条 次の各号のいずれかに該当する事態が発生した場合には、発見した者は前条第1項第1号に基づく措置並びに通報を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を廃棄設備において浄化し、又は排気することに

よって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。

(3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。

(4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。

(5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。

イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係わる設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき

イ 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界又は事業所内の人が居住する区域における線量

(7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれのあるとき

イ 放射線業務従事者：5 mSv

ロ 放射線業務従事者以外の者：0.5 mSv

(8) その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2 病院長は、前項の事態について適切な措置を講じるとともに院内の関係者に所定の連絡網により通報しなければならない。また、放射線関係緊急連絡網により学内の関係機関に通報するとともにその旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置が発生の日か10日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(特定放射性同位元素に関わる報告)

第33条 病院長は、特定放射性同位元素に係わる以下の各号の行為を行った場合、行為を行ってから15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(1) 輸入、受入れ又は払出し

(2) 特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む）

2 病院長は、年度末に所有している特定放射性同位元素に係わる報告を翌年度6月末日までに文部科学大臣に行わなければならない。

(一般報告)

第34条 病院長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、放射性同位元素の保管状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により文部科学大臣に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別 表 点検項目及び実施時期

点検項目	実施時期
① 建物周辺及び耐火性、不燃材料の構造に関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
② しゃへい壁、しゃへいに関する事項	年1回以上 又は変更の生じた時
③ 作業室及び汚染検査室の壁、床の平滑性等の表面状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
④ 排気設備の構造、能力及び各種装置等との連結状態に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑤ 排水設備の構造、能力及び洗浄設備との連結状態に関する事項	年1ないし2回以上 又は変更の生じた時
⑥ 管理区域境界の柵、施錠等の施設に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑦ 標識及び注意事項等に関する事項	年2回以上 又は変更の生じた時
⑧ その他使用施設に関する事項 a. 汚染検査用測定器、 b. 除染用具 c. 自動表示装置 d. インターロック等	年2回以上 又は変更の生じた時
⑨ 貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2回以上